

## 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（国通知関係）

### （１）基本

対象	通知名	通知日
全ての福祉サービス	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について	H26.4.1
	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について	H30.3.26

### （２）福祉サービス内容評価基準

内容評価基準…通知により、上記（１）に上乘せされた評価基準

対象	通知名	通知日
児童入所施設 ・児童養護施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設	社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について	H30.3.30
障がい者・障がい児施設	障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について	R2.3.31
保育所	保育所における第三者評価の実施について	R2.4.1
婦人保護施設	婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について	H18.6.13
児童館	児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について	H8.8.31
高齢者	高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について	R2.3.31
救護施設	救護施設における第三者評価の実施について	H30.9.20